

9

入湯税



入湯税
(練馬区ホームページ)

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等の整備や観光の振興に要する費用に充てるための目的税です。

鉱泉浴場の経営者が入湯客から税金を預かり、1か月ごとに区に申告して納めます。

令和6年度の区の入湯税による収入は、約3,862万円で、主に観光振興に役立てられています。

●税率

1人1日につき150円です。

ただし、12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、および施設の利用額が1,200円以下の場合は課税されません。

※地方たばこ税（特別区たばこ税を含む）と入湯税の電子申告、電子納付ができます。



PCdesk Next
特設ページ
(外部サイト)